

回答年月日：令和6年7月5日

回答担当：幼保こども園課こども園準備室

No.	質問項目	質問内容	回答
1	施設整備について	先日、現地説明会に参加しましたが、施設整備計画の立案のため、設計士を同行して再度現地見学を行う事は可能でしょうか。	参加表明書を提出いただいた後、再度現地見学が必要である場合は、幼保こども園課こども園準備室にご連絡いただき、日程調整をさせていただきます。
2	通学路について	当該施設周辺における通学路等に係る時間的車両通行禁止区域はありますか。	別紙の地図でお示しした壱分幼稚園西側の道路について、7:30~9:00に普通自転車等及び歩行者等専用の規制(赤線部)があります。また大型自動車等通行止め及び大型自動車等通行止めの規制(赤線部+青線部)があります。
3	駐車場について	駐車場は何台必要ですか。	駐車場台数については必要最低台数は設けておりませんので、保護者の利便性や安全面、混雑状況等を鑑みてご判断ください。 なお、公立のこども園では、駐車場の利用は2号及び3号認定児の保護者に限定しております。1号及び新2号認定児については徒歩又は通園バス利用に限定しております。
4	職員駐車場について	現在職員の駐車場はどこを利用していますか。	別紙の地図でお示しした場所を職員用駐車場として利用しています。この土地についても利用いただける予定です。ただし、通行規制時間内の利用については、生駒警察署の通行許可が必要です。
5	通園バスの運行について	現在の通園バスの保護者の費用負担をお示しく下さい。	現在の通園バス利用者の負担額は月額3,100円です。
6	通園バスの運行について	現在の運行経路とバスの規模を教えてください。またバスはどこに保管されていますか。	運行経路は別紙のとおりです。 またバスの乗車定員は、49人(園児)+3人(大人)の幼児用マイクロバスを使用しており、生駒市立大瀬中学校に保管しています。
7	周辺のバス停について	最寄りの駅、バス停はどこですか。	駅は、近鉄王寺線の一分駅です。徒歩15分程度です。バス停は、奈良交通で東生駒駅から乗車してさつき台一丁目です。
8	園区について	園区はどこですか。	本市では園区による通園の制約は設けておりませんが、通園バス利用可能な通園区域としては、壱分小学校の通学区域と同じで、壱分町、さつき台1、2丁目、翠光台、南山手台となります。
9	施設について	現在の園舎の裏側のコンクリート敷きの通路は何のためにありますか。	現在壱分幼稚園の東側のアパートは、元々雑木林になっており、境界が曖昧でしたが、アパート建築に当たって境界確定した際に雑木林の擁壁部分をコンクリート舗装したという経緯があり、現在は何かの特別な用途はございません。
10	児童数について	小学校の児童数を教えてください。	1年生から順番に97, 121, 130, 114, 135, 118名となっており、特別支援級の37人を足して合計752名が在籍しております。 ※令和6年5月1日児童数

No.	質問項目	質問内容	回答
11	過去の土地利用について	現壱分幼稚園が建設される以前の土地利用の判る資料をご教示頂く事は可能でしょうか。(過去の地形図等)	別添の旧都市計画図をご参照ください。S54年3月分は壱分幼稚園建設前、S58年7月分は建設後です。
12	南側の擁壁について	擁壁の断面図その他、擁壁工事の際の図面、資料をご教示頂く事は可能でしょうか。	造成計画平面図、構造物詳細図(擁壁フェンス、擁壁配筋図)、擁壁展開図のご用意が可能です。閲覧ご希望の場合は、幼保こども園課こども園準備室にご連絡の上、日時調整を行い、窓口でご提示する形となります。
13	別紙4について	整備順序の案で施工が可能な場合、仮設リズム室の設計業務及び建設工事は、別途生駒市が実施(発注)されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、一時的な仮設となるため工事終了に合わせ解体します。
14	東隣地側のフェンスについて	隣地境界沿いの目隠しフェンスは、当該地内でしょうかそれとも、隣地所有のフェンスでしょうか。ご教示ください。	隣地所有のフェンスとなります。
15	補助金について	施設整備補助金で申請できる項目申請できない項目を教えてください。	本工事は、「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用することになります。令和6年度の交付要綱は現時点では正式発出されていないことから、参考までに令和5年度分を別添にて示させていただきますので、ご参照ください。また、基本設計と工事を同年度に行わない場合、基本設計が国庫補助金の対象とならないことになっておりますのでご注意ください。
16	備品について	幼稚園内の備品で譲渡できないものを教えてください。	公私連携法人予定者決定後、協議の上譲渡する備品を決定するものとし、本市としましては可能な限り譲渡する方向で検討しております。ただし、電子機器等園に設置させているものの、幼保こども園課以外の所管であるものは譲渡できません。(例えば、パソコン、コピー複合機、防犯装置、火災報知機等です。)
17	学級編成について	整備運営条件(別紙1)のP4に各年齢2クラスを必要とする、とございますが、何歳から対象とお考えでしょうか。	職員の配置基準を元に各年齢2クラスとさせていただきます。0~2歳児クラスについては、保育室の面積に応じて1部屋2クラスで保育いただいて結構です。3歳~5歳児クラスについては2部屋2クラスで保育してください。
18	バスの運行について	開園後の継続運行は必須条件でしょうか。必須の場合、現運行バスを継続して利用させていただくことはできるでしょうか。また、こども園移行後に、1号認定家庭も車を利用した登降園を可として、いずれバス運行を中止することは考えられないでしょうか。	令和9年4月開園の際に、壱分幼稚園から入園することになる年長、年中の園児の在籍する2年間については継続運行は必須です。また運営事業者で通園バス運行の手配が困難となる場合は、開園後当面の間は、運営事業者が本市の通園バスを利用し、運行することは可能です。なお、本市の運行委託先と引き続き運行委託契約される場合は、その運行委託料については協議の上決定します。また、バス運行の継続有無については、本市、保護者及び周辺地域との協議を経て決定させていただきたいと考えております。参考までに本市公立幼稚園においては、原則、徒歩又は自転車による通園ですが、以下の場合に車による通園を許可する場合があります。 ・徒歩や自転車での通園が難しい場合(けがや疾病、家庭の状況等で園長が許可した場合)
19	保育士宿舍借り上げ支援事業について	保育対策総合支援事業費補助金にごございます保育士宿舍借り上げ支援事業は採用されているのでしょうか。その場合、要綱等をお示しください。採用していない場合は、導入をご検討ください。	保育対策総合支援事業費補助金の保育士宿舍借り上げ事業について採用の予算化を考えております。生駒市の基準額は一人当たり月額61,000円となっています。ただし、生駒市議会において当該予算が可決されない場合は採用することはできません。
20	運営費補助金について	整備運営条件(別紙1)のP6>8.運営経費等>(2)事業補助金及び本市支援事業において、貴市の要綱に基づき交付するとございますが、その内容をメニュー・金額・要件含めて確認させていただきたいです。要綱をお示しください。支援の必要な子どもに対する職員加配に係る費用補助制度についてもお示しください。	【市単独の補助金】 行事費補助金、給与改善費補助金、園医報償費補助金、施設運営費補助金、備品充実費補助金、施設修理費補助金、検尿・検便補助金があり、定額と園児数に対して補助するものがあります。 【子ども・子育て支援交付金】 延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業。 【保育対策総合支援事業費補助金】 保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育士宿舍借り上げ事業補助金があります。 【障害児保育事業費補助金】 支援の必要な子どもに対する職員加配に対しては、奈良県障害児保育質向上事業費補助金の補助を受け加配職員一人あたり月額120,000円の補助を行っています。ただし、生駒市議会において当該予算が可決されない場合は補助できないこともあります。